

スポーツ仲裁活動推進事業に係る人材の募集に関する質問への回答

2013年3月19日

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
執行理事・事務局長 板橋一太

公募への応募予定者より質問を受けました。公平を期すため、Q&A方式で下記の通り回答を作成し、JSAAのホームページに掲載することとします。

記

Q1：期間が4月1日からとなっているのに、応募期間が4月10日までとなっており、面接が4月17日に予定されているのはなぜですか。

A1：本件人材募集(海外派遣)事業はホームページ掲載の募集案内にも記しておりますように「文部科学省の委託事業(スポーツ仲裁活動推進事業)」を受託することを前提としています。これは、文科省の来年度予算で措置されるものです。予算は4月1日から施行されますから本件事業の始期も「4月1日」としています。しかし、予算関連の事業は予算が国会で承認されなければ実施できませんし、また、その後、文科省がJSAAと委託契約を締結しなければJSAAも手続きを進めることができないわけですから、そのリスクを見込んだことと、公募の周知期間、応募者が応募を準備するのに必要な期間等を考慮し、公募開始から応募締切りまでの期間を長めにとって応募締切りを4月10日までとしています。

Q2：JSAAとの契約期間はいつからいつまでになりますか。

A2：契約期間の始期は採用契約において定めた日、終期は通常3月末日ということになります。

Q3：海外研修期間はいつからいつまでになりますか。

A3：海外研修と国内研修の期間は特に指定はありませんが、A2記載の期間のうち、6ヶ月間までの期間内で海外の受け入れ機関が受け入れてくれる期間（終期は年度末の事業終了手続きとの関係で遅くとも3月中旬頃迄）が海外研修の期間ということになります。ただし、国内研修中の業務との調整が必要になる場合もあります。

Q4：日本国内での勤務中に兼職をすることはできますか。

A4：募集案内の「6. 採用条件」の「(3) 日本にいる間は、少なくとも週3日 10:00～17:00は事務局(東京都渋谷区)において執務・研修することができること」以外に特に行動制限は設けていません。国内で執務・研修して頂く趣旨は、JSAAのことをよくご理解頂くことが海外研修を日本にとって実りあるものとするという点にあります。その趣旨を踏まえ、現に仕事をされている所属先との関係はご本人において適切に処理していただくこととなります。

Q5：東京周辺在住ではない場合、国内勤務はどうなりますか。

A5：日々の通勤ができない方について、どこまで弾力的に対処できるかについては今の段階では確定的なことは申し上げられませんが、地方在住のままである場合、基本的には、毎週2泊3日の東京滞在となることが予想されますので(現時点では旅費、宿泊費をJSAAが負担する予定はありません。)、この点を踏まえてご検討下さい。

Q6：研修内容の報告はどのようにするのでしょうか。

A6：研修内容の報告は、当機構から文科省宛に毎月所定の日までに行うよう求められており、それに間に合うように報告書を海外から当機構に送付していただくこととなります。海外派遣時の毎月の研修報告は、当該月に行った業務(研修)内容を項目別に列挙すること、項目ごとに400～800字程度の説明をつけること、外部のシンポジウムなどに参加した場合にはそこで展開された質疑応答の内容を紹介すること、人脈作りを報告すること、などから構成されるのが通例です。

Q7：海外研修先としてどのようなところが想定されているのでしょうか。

A7：研修先の国や機関には限定はありませんが、過去2年の派遣先が英語国(英国、カナダ、オーストラリア)に限られていましたので、できれば英語国以外の国にチャレンジする応募者がいれば歓迎します。

Q8：海外研修先での研修内容についてより具体的に教えて下さい。

A8：文科省の公募要領によれば本件に関しては「スポーツ仲裁等の趣旨や手続きについて競技者や競技団体などへ研修を行い、理解増進を図るとともに、スポーツ法・ドーピング法などに造詣のある弁護士や研究者等を多様なスポーツ紛争事例がある国へ一定期間派遣して実務経験を積ませるなど、スポーツ仲裁活動の中核的人材を育成することによって、我が国における「中立・公平」と「迅速・円滑」を備えたスポーツ仲裁活動の実効性を確保する」となっています。JSAAはこの公募要領に沿って人材を公募していますので、研修内容はこの通りです。どのようなところで研修するかにより、

上記の研修内容の項目のうち自ずから軽重が生ずるものと思われます。

Q9：研修先機関についてはホームページの募集案内では「スポーツ仲裁機関、スポーツ法関係の法律事務所等」となっていますが、「等」にはどのような機関が該当するのでしょうか。

A9：「等」の例としては、スポーツ法・スポーツ仲裁等の紛争解決を研究している大学なども含まれます。

Q10：海外研修先はどのように決めるのでしょうか。

A10：海外研修先についてはJSAAともご協議いただきながら、最終的にはご自身で受け入れを取り付けることをお願いしております。

Q11：海外研修計画書における「研修先の候補名（当該研修先との折衝を始めている必要はありません。）、そこを選んだ理由、そこでの研修計画、受け入れが認められる可能性等」の記載について

A11：A10記載の通り、海外研修先の決定は最終的にはご自身でして頂くこととなりますので、どの国のどのような機関を想定されているか(複数でも結構です)を具体的に示して頂き、採用後の海外研修実施がうまくいく見込みを判断させて頂きたいという趣旨です。海外研修先が過去に外国人を受け入れた実績などを調査することまでは求めてはいませんが、そのような情報は有益なものであると思われます。

Q12：国内での理解増進活動とはどのようなことをするのでしょうか。

A12：JSAAの活動又はスポーツ仲裁等の趣旨や手続きについてスポーツ界でもまだ知られていないあるいは理解が得られていない状況にあるため、ドーピング防止教育活動（日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が行っているもの）とも連携しながら、競技者や競技団体等への研修会や説明会などを行っています。具体的には国体や各種スポーツ競技会の場にブースを設営して啓発活動をしたり、各競技団体や県体協のコーチ会議や幹部の集まりで講義を行うこと、またこれらに関する連絡調整・講義資料作成等を行うことなどです。地方出張に行つて頂くことがあり得ます。

以上